

平成28年度 会派調査研究報告書

(視察先1箇所につき1枚)

会 派 名	創始会
事 業 名	先進地視察 「上田校開校に向けた大学側の方針と取り組み状況について」
事 業 区 分	①研究研修 ②調 査

1 上田市での課題と研修・調査の目的

本年6月、新潟薬科大学が上田キャンパス設置を学内で機関決定した。今後、大学側から上田市に対してキャンパス設置に伴い、具体的に何らかのアクションを取ってくることが予想される。上田市は学園都市構想を推進するという方針の中で、大学側からのオファーをどのように受け止めるのか注目される場所である。

折しも、長野大学を公立大学法人化するという方向が決定した直後のことでもあり、今のところ、上田市としては新潟薬科大学の運営経費については関与しない方針を明らかにしている。キャンパス設置にあたり、市として財政支援をどの程度行うのか、また、大学側の意向はどうか。財政的な側面から情報を整理し、検討する必要があると考え、調査を行った。

2 実施概要

実施日時	視察先	新潟薬科大学（新潟県新潟市）
平成28年8月1日 13:00～14:30	担当部局	学長、長野薬学部設置準備室長 他6名
報 告 内 容	1 大学の概要 創設 1977年 総定員 1,800名 学部 薬学部 薬学科（昭和52年） 定員180名 応用生命科学部 応用生命学科（平成14年） 定員120名 生命産業創造学科（平成27年） 定員60名 大学院 薬学研究科、応用生命科学科 この他関連学校 新潟工業短期大学、新潟医療技術専門学校	
	2 視察事項について (1) <u>少子化に伴う大学の経営方針と具体的な取り組みについて</u> 18歳人口の推移予測は、2013年、全国で122.8万人。長野県は22,478人、新潟県は23,609人であったのに対し、2018年、全国で117.4万人。長野県は21,537人、新潟県は21,098人。さらに進んで、2024年には全国で106.1万人。長野県は18,685人、新潟県は18,604人になると予想されている。 2013年度長野県における高校卒業生数は18,887名であった。この内、短大、通信制、高専を除く4年制大学への2014年度における進学者数は7,279名で卒業生数に対する割合	

は38.5%。この内、薬学部薬学科（6年制）への進学者数は193名であった。

この193名が、長野県内における潜在的な需要と見られている。

新潟薬科大学薬学部の教育目的としては、「国民に信頼され、医療に貢献できる高度な薬学を修め、医療人たる崇高な倫理観と豊かな人間性を持ち、地域における人々の健康増進や公衆衛生の向上に貢献するとともに、医療の進展に資する研究心を有する薬剤師を育成する」としている。疾病には地域性があるがゆえ、医療の中核をなす医師養成機関（医学部）は各県に少なくとも1校は設置されているのに対し、薬剤師養成機関（薬学部）は全国で長野県を含み16県に存在しない。こうした背景から大学としては、長野薬学部の新設を決めた。

長野薬学部の規模と概略

- ◇学 生 入学定員は100名×6年制＝600名
これに加え、大学院生、研究員、薬剤師生涯教育受講生（社会人）
- ◇専任教員 38名
- ◇専任職員 15名
- ◇設置時期 平成30年4月を予定

報
告
内
容

(2) なぜ上田にキャンパスを設置するのか。

- ① 最初にオファーがあった都市である。
- ② 人口16万人で中核市街地が存在する。→地域住民との共同活動→医療に関する情報発信基地になりうる。
- ③ 良好な交通環境→人が集まる→学習と研究に良好な環境提供→県内外地域の薬剤師会など関連機関との強調。
- ④ 上田市の健幸都市構想と合致。

(3) 上田キャンパスが地域にもたらすメリットは。

- ① 生涯学習センター機能
薬剤師、製薬技術者、医療従事者の国際的研修拠点となり得る。
- ② 卒災拠点
災害医療、災害薬学の研究拠点となり得る。→医療・食品産業の振興へ
- ③ 健康・自立推進社会実験
遠隔診療・救急医療との連携 ソーシャル・キャピタルの醸成→通信産業の振興へ
- ④ ニュートロセラピー研究センター
難治性がん診断・医療開発研究 アルツハイマー病診断・治療開発研究
ボロン・グリーン・ワールド（BGW）事業 → 企業誘致につながる

(4) キャンパス設置にかかる費用は。

校舎建設費70億円＋備品購入費10億円＝合計80億円

・他の薬学部設置経費と同水準である。（当初は必要不可欠な機能のみを整備し、その後

は経営状況を見て大学が機能・設備を追加する。)

- ・大学ではすでに設計などで2億円強を自己負担の上で着手している。
- ・設置後の運営経費については、他の学部と同様に自治体に補助を求めるとはしない。
- ・私学経営上、手元に一定の現預金を残しておく必要が有ることから、上田キャンパス整備には大学として30億円を拠出する。(つまり、残りの50億円については、長野県と上田市にそれぞれ25億円の拠出をお願いしたい。)

このことについては、上田市、県、大学で折衝中とのこと。

(5) 長野薬学部設置の経済効果

- ・学生、教職員の定住により12.1億円/年
- ・大学施設の建設により91.0億円~115.2億円

この他、研修事業などへの国内外からの参加が見込める。コンベンションの開催などにより人が上田に集まる。通信、医薬品製造、食関連、健康関連事業施設の誘致が見込めることから、雇用や産業振興の拡大が期待できる。

3 市政に活かせること

上田市は学園都市構想を推進するという考えの中で、今年、長野大学公立大学法人化を決定し、来年(2017年)公立大学法人化するという方針のもと、準備を進めている。ただ、公立大学法人化後の運営状況や評価も定まらない中で、新潟薬科大学長野キャンパス設置の話が持ち上がり、上田市は設置経費の負担(25億円)を求められている。この2つの大学の問題は互いにリンクするものではないにしても、今まで上田市が同時期に2つの大学設置に関わった経験がないため、新潟薬科大学上田キャンパスの設置に経費負担については十分な検討が必要であろうと思われる。



18歳人口の将来推移を見据えたとき、果たして定員を満たす学生募集が続けられるのであろうか。地方の私立大学は今後経営的に苦戦を強いられることは明らかで、大学を閉じる事態も今後加速していくのではないかとされている。確かに、長野県内には薬学部がなく、医療関係者からはあればありがたいという声も聞くが、今後の人口減少時代の中で薬剤師が余る状況にもならないとは限らない。今回の視察の中で、大学から上田キャンパスを設置したときのメリットについて、記載したとおりの説明を受けたが、それは上田キャンパス設置後、これが未来永劫持続されるという前提のものである。ちなみに、日経 DRUG INFORMATION 9月号に「大学乱立の陰で薬剤師になれない学生急増中」という見出しで記事が出ていた。要するに、全国的に薬学部新設の動きの一方で、地方の私立大学薬学部では定員割れが深刻化している。留年生や薬剤師国家試験浪人も増加する中で、薬剤師養成の使命を果たしていないとして、定員削減を求める声が出ているというのである。志願倍率

が低下すると学生の質の低下につながり、国家試験の合格率低下、教育・研究のレベル低下、薬学部の魅力低下という「負のスパイラル」に陥りつつある。

さて、長野大学が上田市に公立大学法人化を要望してきた背景として、少子化による大学の将来的存続への危惧が挙げられよう。公立大学法人というブランドを手に入れて大学改革を図ろうという戦術を取った。今後、大学淘汰の時代が顕著になる中で、新潟薬科大学は上田市に対して設置経費（25億円）の補助を求めているが、以上の点を慎重に検討した上で、行政には適切な判断を行うよう提言したい。

感想（まとめ）・市政に活かせること

* 視察先の写真等がある場合は添付のこと

平成28年度 会派調査研究報告書

(視察先1箇所につき1枚)

会 派 名	創始会
事 業 名	先進地視察 「教育行政組織機構の再編について」
事 業 区 分	①研究研修 ②調 査

1 上田市での課題と研修・調査の目的

上田市教育委員会の組織は肥大化し、業務の効率化や課題の整理等が進まないとの指摘がされている。こうしたことから、組織改正の先進地である静岡市を視察し、上田市の今後の組織改正の参考としたい。

2 実施概要

実施日時	視察先	静岡県静岡市
平成28年8月2日 10:00～11:30	担当部局	教育委員会 教育総務課

報 告 内 容	<p>1 市の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面 積 1,411 km² ・人 口 705,238 人 ・年間平均気温 17℃ ・年間日照時間 2,300 時間 ・平成25年6月 三保松原が富士山の構成遺産に登録 ・政令指定都市 全国で14番目 ・正規職員数 5,976 人 <p>2 市の特徴</p> <p>県都にふさわしい都市づくりを目指し、2025年総人口70万人の維持を目標に重点プロジェクトを実施することで「産業・経済の振興」と「安心・安全の確保」の両立を図り「世界に輝く静岡」を実現していくとしている。</p> <p>3 視察事項について</p> <p>(1) 静岡市教育委員会の組織改革の基本方針について</p> <p>第1期静岡市教育振興基本計画（平成22年度～26年度）を踏まえ、第2期静岡市教育振興基本計画（平成27年度～34年度）では、教育ビジョンを示し、教育振興のための具体的な施策を総合的かつ体系的に示している。教育の中立性を踏まえつつ、教育委員会の組織を学校教育等に特化し、他を市長部局へと移管することにより機能性と具体性を求める組織改正の内容となっている。</p>
------------------	---

(2) 市長部局の組織改革について

世界水準の「歴史文化のまち」、「健康長寿のまち」の実現に向け、「人口ビジョン」に基づき「静岡総合戦略」を強力に推進し、第3次総合計画を加速させるため、推進体制を強化する。

局(16)、部(18)、課等(182)、係等(639)

重要政策を迅速にかつ柔軟に具現化し、内部調整や国・県との連携機能をより機動的に発揮させるため、企画局に局長級の「政策推進統括官」を配置した。団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、保健福祉長寿局に局長級の「政策推進統括官」を配置し、専門部署として、部担当の「地域包括ケア推進本部」を新設した。また、平成28年4月1日から全面的な見直しとなる行政不服審査制度に対応し、審査請求に対しての公平性を向上させるため「コンプライアンス推進課」を新設するとともに、確実な市税収入確保のため、さらなる収納率向上のため「滞納対策課」を新設した。

(3) 教育委員会の組織改革について

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則改正を行う。(補助執行の根拠を示す)

第9条 市長は、地方自治体第180条の2の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を第2条から第12条までに定めるところにより補助執行させるとしている。

第10条 市長は、教育長、教育委員会事務局の職員及び教育機関の職員に補助執行させる事務を規定しているが、生涯学習推進課、文化財課、文化振興課、スポーツ振興課及び青少年育成課に係る4点の事務を除くとしている。

- ① 議会の議案提出に関すること
- ② 公有財産の取得及び処分に関すること
- ③ 契約に関すること
- ④ 予算の執行に関すること等

また、地方自治法第180条の7の規定に基づき、静岡市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員のうち市民局、観光交流文化局、子ども未来局及び区役所に関する事務を担当する副市長並びに職員をして補助執行させるため、必要な事項を定めている。

(4) 静岡市社会教育関係機構

①市長部局

市民局……………男女参画・多文化共生課

…生涯学習推進課(公民館活動含む)

観光交流文化局……文化財課(文化財保護審議会、文化財資料館博物館に関すること)

…文化振興課(美術館に関すること)

…スポーツ振興課(スポーツ施設管理含む)

(スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員に関すること)

子ども未来局……青少年育成課（家庭教育等各種学級、児童生徒の教育相談に関すること）

②教育委員会

教育委員会事務局……教育局……教育総務課

（社会教育係が市長部局の総合調整）

…中央図書館（分館を含む12館）

(5) 所管替えによる効果、課題、市民からの評価について

効果及び評価の判断は難しいが、暫く今のままで進めたい。市民からは特に指摘はされていないが、結果的にうまくいかない場合は、元に戻す場合も有り得る。

(6) 今後の組織改革の方針について

組織改正は、市長の考え方にもよるが、市の総合企画の実現に必要な施策あるいは国、県の対応にも適応させながら積極的に検討して進める。

4 市政に活かせること

上田市教育委員会は、29課所等で666人の職員数を数える。地方自治体では、『最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないこと、常にその組織及び運営の合理化に努めること』と定めている。教育委員会の組織改正は、静岡市では全国の中でも学校教育課等を残す極めて大胆な発想から生まれている。



長野県内においては、長野市や松本市等でも教育委員会の組織改正が行われ、早期の実施が望まれている。9月市議会において、市の教育委員会の組織改正の考え方及びその時期について質問したいと考える。

いずれにしても、組織改正は行うことが目的ではなく、何を行い何を指すのかでその組織改正の成果が見えてくるので、将来展望を描きながら一度で実施するのではなく、数年に分けて慎重に検証を行いながら進めるべきと考える。

今後も他市の動向を注視し、限られた職員が効率的に敏速に活動できる組織を考察したいと考える。

感想（まとめ）・市政に活かせること

* 視察先の写真等がある場合は添付のこと

平成28年度 会派調査研究報告書

(視察先1箇所につき1枚)

会 派 名	創始会	
事 業 名	先進地視察 「再生可能エネルギー発電設備設置規制条例制定に向けた取り組みについて」	
事 業 区 分	①研究研修	②調 査

1 上田市での課題と研修・調査の目的

東日本大震災後、新エネルギーの取り組みの一環として、上田市としては、年間の降水量も850mm前後と少なく、また、日照時間も長く緑豊かな災害の少ない好条件を生かし、太陽光エネルギー発電の普及を推進してきた。しかし、急傾斜地での災害、景観、反射熱等で、市民生活に影響を及ぼさないよう適正に設置されるための条例制定の必要性が高まっている。そこで先進地である、つくば市の取り組みについて調査研修を行う。

2 実施概要

実施日時	視察先	茨城県つくば市
平成28年8月3日 10:15~11:45	担当部局	環境生活部 環境保全課
報 告 内 容	1 市の概要 人口227,029名、面積283.72平方キロメートル、県の南西部に位置し、豊かな自然と田園、快適な都市機能、研究・教育機関が集積し知財を享受できる魅力的なまちづくりを推進している。	
	2 市の特徴 北に筑波山、東に霞ヶ浦、南に牛久沼を控え、自然に恵まれた田園都市。国家プロジェクトとして筑波研究学園都市が建設され、官民研究機関が建設され、つくばエクスプレスが2005年開業。2011年には「つくば国際戦略総合特区」に指定され、世界をリードするイノベーションを生む地域環境を構築する。2016年には、首都圏中央連絡自動車道が県内全線開通予定である。	
	3 視察事項について (1) 条例制定に向けた取り組みと経過と内容について 条例設置については、筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置に関し必要な規制を行うことにより、森林の伐採及び土砂災害の誘発を防止し、筑波山及び宝篋山の景観、豊かな自然環境及び安全で安心な生活環境の保全を図るとともに、つくば市では、「環境モデル都市」の選定を受け、「つくば環境スタイル」の取り組みのひとつと	

して、市民、企業、大学、研究機関及び行政が一体となり、オールつくばで太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの活用を推進している。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の設置手続きに関する要綱

- ・ 景観や生活環境に影響を与える可能性の高い、一定規模以上の発電施設の設置について、届出の対象、事業者の配慮事項、事業の周知等の規定を設け、発電設備の適正な設置を誘導することを目的とする。
- ・ 発電設備、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する設備をいう。ただし、建築物等に設置するものを除く。
- ・ 太陽光に係る発電設備で、発電出力が50キロワット以上の設備（同一事業者が同じ又は、隣接する敷地に設置する場合は、その合計とする。）
- ・ 風力に係わる発電設備で、支柱の高さが15メートルを超える設備。
- ・ 事業者は、事業に着手する60日前までに、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る計画書（様式第2号。以下「計画書」という。）に別表第二にあげる必要な図書を添えて市長に2部提出するものとする。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の設置ガイドライン

- ・ このガイドラインは、つくば市内に設置される再生可能エネルギー発電設備において、事業者が計画段階において検討すべき事項として、① 災害の防止、② 良好な景観の形成、③ 生活環境の保全を図るための配慮事項等示すとともに、発電設備の設置に関連する法令等の事前確認の実施により、適正な設置等を誘導するとともに、このガイドラインを周知することにより一定規模以上の発電設備の設置については要綱を定め、設置手続き等に関して指導を行っていく。
- ・ 条例で定める事業禁止区域
 - ① 自然公園法
 - ② 筑波山及び宝篋山の土砂災害警戒区域等における、土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域。

* なお、この条例に違反した事業者については、勧告、又は事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容が公表される。
- ・ 条例で定める発電設備の設置を避けるべき区域
 - ① 土砂災害防止法により指定された土砂災害警戒区域
 - ② 市内の河川沿い
 - ③ 文化財や遺跡（埋蔵文化財包蔵地）等が所在する場所及びその周辺
 - ④ 屋根線上、高台又は丘陵地
 - ⑤ 住宅地の周辺
 - ⑥ 良好な自然環境が維持されている地域

4 市政に活かせること

上田市の特性「一日の日照時間が長い・年間の降水量が少ない」を最大限に生かし、化石燃料の代替として、国が推進している太陽光発電が上田市の新エネルギーとして最も適したものと思われる。

現在、上田市では太陽光発電施設が、遊休農地やちょっとした空き地に設置されているのをよく見



かけるようになった。一方、土砂災害の危険性がある急傾斜地等で地域住民に意向に反した、無謀な開発や事業展開が進められようとしているところも出てきている。長野県・上田市においても、今回、視察をしたつくば市のように、再生可能エネルギー発電設備の設置ガイドラインを示し、市民生活の安全・安心及び災害の予想される区域での建設に対して、景観の形成、生活環境の保全を図るため、一日も早い市条例の制定が急務と考える。また、違反した事業者には必要な勧告や罰則規定を設け、その名前を公表するといったつくば市の取り組みは大変参考になった。また、太陽光発電だけではなく、上田市地域にはA R E Cのような団体も存在していることから、「産・学・官」一体となりバイオマスエネルギーや小水力発電をも視野に入れ、再生可能エネルギー普及のための研究を進めるべきだという思いを強めた。今後、創始会として、今回の研修視察を参考にして上田市に政策提言していきたい。

感想(まとめ)・市政に活かせること

* 視察先の写真等がある場合は添付のこと